

平成27年度行政事業レビューシート (復興庁)

事業名	原子力損害賠償紛争審査会等			担当部局	復興庁	作成責任者		
事業開始年度	平成25年度	事業終了 (予定)年度	平成32年度	担当課室	統括官付参事官(予算・会計担当)	参事官	小瀬 達之	
会計区分	東日本大震災復興特別会計			政策・施策名	政策：復興施策の推進 施策：東日本大震災からの復興に係る施策の推進			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	原子力損害の賠償に関する法律第18条			関係する計画、 通知等	-			
主要政策・施策				主要経費	その他の事項経費			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東京電力福島原子力発電所事故に関する賠償について、原子力損害賠償法に基づき、賠償を円滑に進めるため、また、可能な限り早期の被害者救済を図るため、「原子力損害賠償紛争審査会」による原子力損害の範囲の判定等の指針の策定や、賠償に関して生じた紛争について和解の仲介等を実施し、迅速・公平かつ適切な原子力損害賠償の円滑化を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東京電力福島原子力発電所事故により生じた原子力損害について、被害者の迅速な救済を図るため、原子力損害の賠償に関する法律第18条に基づき原子力損害の範囲の判定等の指針を策定する紛争審査会を平成23年4月11日に設置し、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから順次、指針として提示することとした。また、賠償に関して生じた紛争について、同審査会の下に「原子力損害賠償紛争解決センター」を設置し、和解の仲介を実施している。							
実施方法	直接実施							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	-	4,607	4,874	4,849	4,849	
		補正予算	-	▲ 451	▲ 537	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
	計	0	4,156	4,337	4,849	4,849		
	執行額	-	2,609	2,699	-	-		
執行率 (%)	-	63%	62%	-	-			
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 32年度	
	平均審理期間を5か月程度に短縮する。	原子力損害賠償に関して、迅速な紛争解決を図り、被害者救済を進める。	成果実績	平均審理期間(月)	-	6	6	
			目標値	平均審理期間(月)	-	5	5	5
			達成度	%	-	83%	83%	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込		
	原子力損害賠償紛争審査会の開催実績	活動実績	開催回数	5	8	1		
		当初見込み	開催回数	12	12	12	12	
単位当たり コスト	算出根拠	単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込		
	原子力損害賠償紛争審査会についての費用は多岐にわたっており、事務だけの費用を切り分けることは出来ず、コストの計算は困難。また、原子力損害賠償紛争解決センターにおいても、進捗状況については第三者(被害者・東京電力)によるところも大きいため、和解一件あたり等、単位あたりのコストを計算するのは困難。	単位当たり コスト	-	-	-	-	-	
	計算式	-	-	-	-	-		
平成 27 ・ 28 年度 予算 内 訳 (単 位: 百万 円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	委員手当	1,192		※表示単位未満四捨五入の関係で積み上げと合計は一致しない				
	非常勤職員手当	1,757						
	原子力損害賠償業務謝金	41						
	原子力損害賠償業務旅費	32						
	原子力損害賠償業務委員等旅費	214						
	原子力損害賠償業務庁費・原子力損害賠償仲介調査委託費	1,614						
	計	4,850	0					

事業所管部局による点検・改善					
	項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	当事業は、今回の東京電力福島原子力発電所事故を受け、原子力損害の賠償に関する法律第18条に基づいて設置された、原子力損害賠償紛争審査会事務を遂行するためのものであり、国が総合的に推進していく必要がある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	同上	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	同上	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	当事業は、今回の東京電力福島原子力発電所事故を受け、原子力損害賠償法に基づく原子力損害賠償紛争審査会の事務を遂行するためのものであり、費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されている。また、一般競争入札を実施しており、その妥当性や競争性を確保している。なお、不用額は、審理の迅速化を図るための取組を進めたこと等により和解仲介を行う仲介委員の活動日数が想定を下回ったこと等によるものである。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	同上	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	同上	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	原子力損害賠償紛争解決センターの平均審理期間について、仲介委員の指名から和解案提示までは平均4.6ヶ月となっており、実質的には成果目標に見合った実績を上げている。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	当事業は、今回の東京電力福島原子力発電所事故を受け、原子力損害の賠償に関する法律第18条に基づいて設置された、原子力損害賠償紛争審査会事務を遂行するためのものであり、必要不可欠なものである。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	同上	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-		
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
点検・改善結果	点検結果	当事業は、原子力損害の賠償に関する法律第18条に基づいて設置された原子力損害賠償紛争審査会事務を遂行するためのものであり、原発事故の被害者救済のために不可欠な事業である。			
	改善の方向性	引き続き実施するとともに、より効率的な事業推進に努めるものとする。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	-
平成25年度	25新-026	平成26年度	072		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

復興庁
4,337百万円



文部科学省
2,699百万円

事業概要
「原子力損害賠償紛争審査会」の開催や、「原子力損害賠償紛争解決センター」による和解の仲介等、被害者救済のため、迅速・公平かつ適切な原子力損害賠償の円滑化を図る。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載)	A.			E.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					